

倉敷市遺児激励金について

保護者（注1）と死別した児童の保護者（注1）またはその児童を現に監護している方に支給します。

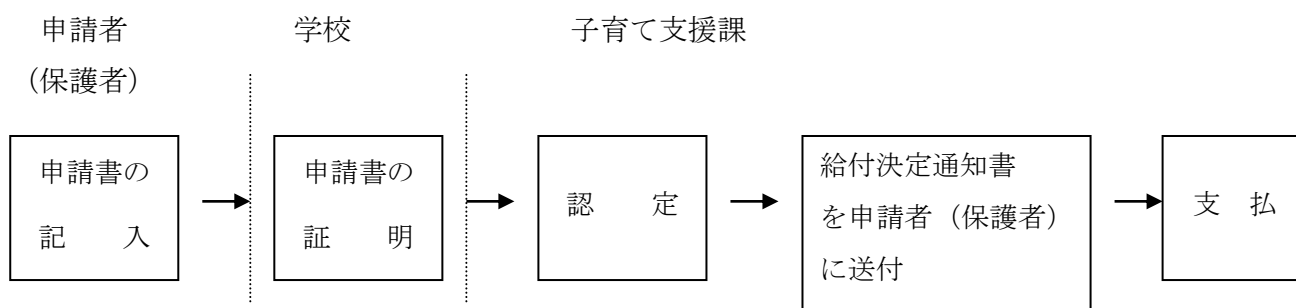
1. 内容

| 種類 | 金額 | 支給できるための条件 | |
|----------|------------------|-------------------------------------|---|
| 入学激励金 | 一人につき 10,000円 | 遺児が学校（注2）のうち小学校又は小学部、中学校又は中学部に入学する時 | <ul style="list-style-type: none"> ・所得制限あり 要保護世帯又は準要保護世帯（就学援助対象または非課税世帯）であること （理由発生時より後で該当した場合も、申請できます。） ・理由発生時に、遺児が倉敷市に住所を有していること。 |
| 卒業激励金 | 一人につき 10,000円 | 遺児が学校（注2）のうち中学校又は中学部を卒業する時 | |
| 保護者死亡見舞金 | 一人につき 10,000円 | 児童が学校（注2）に在学中に遺児になった時 | |

（注1） 保護者：親権者の一方又は双方をいい、親権者のいない場合は未成年後見人をいう。ただし、児童福祉法第47条の規定による児童福祉施設の長は除く。また、児童を監護していない父または母が亡くなった場合は対象外。

（注2） 学校：学校教育法に規定する小学校・中学校ならびに特別支援学校の小学部・中学部、学校法人岡山朝鮮初中級学校をいう

2. 申請および支払手順



※就学援助が認定されてから遺児激励金の申請を受け付けてください。

3. その他

給付の請求権は、その理由発生の中から2年間、これを行わないと消滅します。